

第5回処遇・給与部会 議事録

日時：令和7年6月27日（金） 1330～1500

場所：防衛省会議室

出席者：（部会委員）井上部会長、浦岡委員、金野委員、千葉委員、磯部委員、可部委員、中山委員
（防衛省）青木人事教育局長、廣瀬政策立案総括審議官、錦織給与課長、高石統幕総務部長、柳陸幕人事教育部長、小関海幕人事教育部厚生課長、尾山空幕人事教育部長 他

井上部会長の開会の辞に引き続き、防衛省より資料の説明を行い、その後、意見交換。

委員：資料8ページ以降の隊員へのアンケートは、関係閣僚会議が行ったものなのか、このアンケートの位置付けはどのようなものか。

防衛省：関係閣僚会議において、昨年の12月に基本方針が取りまとめられたので、防衛省の中で、自衛官を含む自衛隊員全体に、その各施策についてアンケートを実施し、その結果を関係閣僚会議で報告したというもの。

委員：関係閣僚会議の取組によって自衛隊員の意識がそれほどまでに変わる理由がよくわからない。設問の設定や応答の要領、記名無記名といったアンケートの条件・内容を生のデータで確認した上で評価したいので、実施したアンケートの情報全てを見せてもらいたい。

防衛省：今手元に持ち合わせていないが、改めてご説明したいと思う。

防衛省：補足をすると、関係閣僚会議の結果を踏まえて行った処遇改善施策を防衛省内に周知した上で、その内容について、取組の認知度、取組の中身についての受け止め、取組を踏まえて意識・意欲が向上したかどうかといったアンケートを行い、結果を記載したもの。

委員：資料35ページのイメージについて、左側の在職老齢年金制度の支給制限は2分の1は上がるので若退金の支給制限も上げたらどうかという話であるが、若退金は不利益補填という考え方を取っており、年収相当額までは国から支給し、それを超える部分は自力という仕組みとなっており、政策的にはかなりな壁だと前回も指摘した。その上で検討したところ、例えば若年定年ではない職種で60歳や62歳まで働いている者の50歳代後半における昇給による給与上昇カーブに一定の額の上昇があるのであれば、その上昇分が期待可能性の額であるとして支給制限を上げることが考えられる。在職年金の支給制限については、年金の原資は本人が支払った保険料であるため受給権があり、その権利があるものに対して支給制限されているということなので、制限を外して全額支給しても良いのではとの議論が生じる。他方、若退金の支給制限については、本人が原資を負担せず、若年定年する不利益補填として給与年額相当額までは支給するというものなので、これらを比較考慮すべき制度なのかという疑問もある。一方で、在職が続いたならば期待される給与上昇分があり、それを補填する合理性があるとの説明ができるのであれば、理解が得られるかもしれない。

防衛省：人材確保が本当に厳しい状況であり、そこには二つ理由があると思っている。

一つは、雇用環境の変化である。終身雇用が終わり、中途退職等により雇用の流動性が高ま

っている中で、30歳代・40歳代の自衛官が気軽に、給与が良い他の職に転職するという状況が見られ始めている。

二つ目として、安全保障環境の変化が大きい。自衛官が危険を顧みず任務に従事している中でどうしても、緊張を強いられており、また、国防という任務の観点から広い範囲の異動があり、勤務地や移動に制限を受ける生活を余儀なくされている。そういった状況で、隊員をつなぎとめるために、生活は確保されるというような安心感がないと、なかなか対応することは難しいのではないかと考えている。

委員：若退金の制度を見直すに当たっては、定年年齢の引上げという方向性が示されているわけだが、現行の定年年齢で退職したいという方もいるのではないかと考えており、例えば若退金について、現行の定年年齢に達すれば受給できるというような、経過措置みたいなものを導入するという方法があるのではないかと。

防衛省：資料34ページの上部に、「高齢者の活躍を後押し、ライフスタイル等の多様化の反映、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から」、このような制度にしたとの記述がある。この観点も踏まえれば、国の施策として高齢者にも働いてもらおうという全体の流れがある中で、若退金の支給制限の在り方も考えていくべきではないかという気持ちがある。

委員：在老年金の引き上げがあるから若退金も同じく適用だというのではなく、精査してなぜ在老年金の考え方が若退金の給与年額相当額の引上げに結びつくのかというのを掘り下げる必要がある。観点が違うが、理屈を考えてうまく説明ができるのであればと思う。

委員：在老年金と若退金は違いが二点あると思う。

一つ目は、元々はどんなに働いて収入があっても、年金は全額支給だった。厚生年金の二階建て部分の支給制限は、全額保険料財源であり、本来であれば全額受給して当たり前ではないかという指摘がある中で、財源の観点から、全員の給付水準をカットするか、高額のある人の年金をカットするか、どちらかを選択せざるを得ないということで、高額のある人の年金を2分の1カットした経緯がある。それに対して若退金の場合、全額国庫負担であるので、自らが掛けた保険料財源とは関係ない。そういう点が異なる。

二つ目は、高齢者の雇用の促進という強い要請があり、在老年金の上限額を引き上げることによって、実は一般の方の給付水準はマクロ経済スライドを通じてカットするという選択をしており、保険の原理に基づいた調整を行っているということである。高齢者の雇用の促進というのは政策目的として、非常に重要であるため、在老年金の上限額の引上げを行っているということになるわけだが、若退金の場合は高齢者ではなく、働きたいのに、若年定年させられてしまうことに対する不利益補填の問題なので、普通であれば、50歳代で定年退職した時は壮年期であり、働く意欲はもともとあるのではないかということだと思う。在老年金とは相似形に見えるが、二点において、在老年金と若退金の制度趣旨は違うということだと思う。

他方で、従来は、1佐などの全体の1割に満たない方のみが支給制限に該当していたものが、今回の若退金の給付水準を引き上げることによって、中程度の給与水準の方も該当することになると、若年定年した自衛官の就業を阻害する効果はかなり大きくなってしまっているのではないかと考えられる。そういう面で見るときに、この若退金の支給制限があるから、退職自衛官の働く意欲が衰えているとか、あるいは退職自衛官を雇用する側から、若退金があるのだから、これ以上払っても仕方がないということで、退職自衛官の給与水準が低く抑えられているというエビデンスを示すことができるのかどうか。示すことができれば年金とは違う世界の問題として、この若退金の支給制限は勤労のディスインセンティブになりかねないので、それを

防ぐために緩和が必要であるというような話になると思うが、その点を検討いただく必要があると考える。

防衛省：若退金をもらっている退職自衛官側や、給与を支払っている企業側に関する具体的な事例は、補強材料になると思うので、我々自身もしっかりと調べたいと思う。

委員：自衛隊で経験を積んだ方が、それを生かして、社会で引き続き活躍するという考えには共感する立場である。一方で、この若退金制度の趣旨と在老年金の趣旨が整合するののかということは、少し難しいかもしれない。若退金制度の範囲の中で改善することとは別の形で、就労意欲を阻害するディスインセンティブを補完するような方法が可能なのか検討いただくことも、あり得ると考えた。最終的には社会全体として、限られた人材を最大限活用して、社会活動を維持していくという、国としての大きな方針の中に位置付けて検討していただきたい。

防衛省：処遇改善に関する予算として約4,000億円を計上し、自衛官の特殊性や危険性、複雑性、困難性に着目して、30を超える手当等の新設や引き上げを行っており、若退金だけで解決しようとは思っていない。さらに、叙勲の対象範囲の拡大といったことも含めて、大きな処遇改善施策の中の一つのパーツが若退金であるということで、両方ともやらないといけないと思う。令和8年度予算概算要求に向けて、手当や制度要求と連動させつつ、若退金はしっかりと検討をしたい。

委員：働かれる方はやはり若退金の支給制限が据え置かれると勤労意欲はしばむものと、一般的に言えることかと思う。実際に経営側が再就職自衛官に対して給与を抑制しているのか調査をいただく必要がある。また、自分の生活基盤が異動により安定しないことについて、何かできることはないのか。

防衛省：自衛官の異動が格段に多いというのは事実で、それに対する手当として、作戦環境順応手当を今年度新設した。それはそれとして、異動に対する負担感をどのように減らしていくのか、あるいはそもそも異動を減らすことができないかということは引き続き検討していく。また、若退金の給付を踏まえて、企業側が給与を減らしているという実態や、また、若退金が減らされるので働き控えをしているという実態について、しっかりと確認しなければいけない。

防衛省：陸上自衛隊において、新隊員は目標の半分程度しか採用できていないため、10年経つと人員が数万人足りないという状況が予想される。また、退職する自衛官の多くは、再就職時に地方に帰りたいと考えているが、地方の再就職先の給与が低く、若退金の支給制限に該当しない人がいる。一方、再就職賃金は安いという状況で生活が厳しいと聞いており、若退金の給付額自体が上がることにより、現役自衛官にとって、将来の生活設計がある程度担保され安心感の付与に繋がる。募集の現場では、若い対象者本人やその親に対し、退職後の生活も安定しているという安心感を与えることが入隊にも影響することもあり、募集の観点でも非常に重要だと考えている。

委員：自衛官が普通の公務員より転勤が多いといった事情は、他の国でも同じようにあるのではないかと想像して考えると、定年に関する補填だけではなく、転勤に関する部分について、例えばフランスではどのように補填しているのかなど、処遇に関する海外の情報を知りたいと感じた。また、資料1ページ支給制限の欄中③の「最低保障額のようなものを設定する形もあ

るかも知れない」という点について、例えば予備自衛官になれば手当がもらえるが、その手当を増やして全体の底上げになるというようなインセンティブがあればいいのではないか。役割に見合った賃金や手当を支給するなど、再就職賃金や若退金だけではなく、様々な形のインカムがあるのは悪くないと考えた。なお、資料19ページに公的部門における活用を推進しているという話があるが、これは若退金に結びつくような活用なのか。

防衛省：再就職先がどこか地方の防災担当であるから、若退金の給付水準を引き上げるといったものは、現行制度上は無い。一方で、地方の防災監として採用された方については、自衛官の経験等を考慮して、相当程度の再就職賃金を得ている状況ではないかと思う。

防衛省：先ほど委員から、前回の部会で他の委員から発言のあった最低保障額については、どのような階級であっても最低保障額、例えば100万円ならば100万円を給付するといった趣旨で発言があったと、我々としては理解をしている。

防衛省：給付水準の引上げについては、関係閣僚会議でも決定されており、反対する委員もないことから、国民の理解は得られると思う。次回以降は、特に、若退金の支給制限の考え方、若退金を踏まえた企業側の給与の抑制や働き控えに関し、その対応策も含め、委員のご意見を伺いたい。

委員：個人としての意見だが、今回の年金制度改革の社会保障審議会において、在老年金制度の支給制限の見直しは、そもそも被保険者本人は保険料を払ってもらう権利があるというところから始まっており、経済界としては支給制限の撤廃を要求したが、財源の関係から上限の引き上げとなった。将来的には撤廃すべきということで、「高齢者の就労を促進する」、「働き方に中立な制度にする」ということでお願いをした。若退金に関しては、平成元年の報告書の中で、退職後所得が増加した人にまで給付する必要はないという結論になっているので、ここを乗り越える理屈を考えていかなければならない。若退金の給付水準の引上げによって、若退金の支給制限に該当し、働いても所得が増えないというレンジが増えてしまうところがあるので、その辺りの期待とか、それがどのように働き方に影響を及ぼすのかということを丁寧に説明していく必要がある。